

令和2年2月17日

道南バス株式会社

## 運賃改定のお知らせ

道南バス株式会社（本社：室蘭市、代表取締役社長 長谷川義郎）では、令和2年2月14日国土交通省北海道運輸局室蘭運輸支局に乗合バス運賃の実施運賃の変更届を提出し、運賃改定とさせていただきます。

申請理由および申請概要は次のとおりです。

### 1. 申請理由

高速路線の運行コスト（安全装置等の設備による車両価格の高騰並びに旅客サービスの提供・維持）が増加しており、さらなる旅客サービスの向上を図るべく実施するものであります。

### 2. 申請概要

- (1) 申請日 令和2年 2月14日
- (2) 運賃改定実施日 令和2年 4月 1日
- (3) 現行運賃・申請運賃比較表
- (4) 改定対象路線
  - ①室蘭・札幌線（高速白鳥号）
  - ②室蘭・札幌線（高速室蘭サッカー号）
  - ③室蘭・新千歳空港線（高速はやぶさ号）
  - ④伊達・札幌線（高速伊達ライナー号）
  - ⑤登別温泉・札幌線（高速おんせん号）
  - ⑥登別温泉・新千歳空港線（高速エアポート号）
  - ⑦登別温泉・洞爺湖温泉線（高速いぶり号）
  - ⑧苫小牧・札幌線（高速ハスカップ号）
  - ⑨浦河・新千歳空港線（特急ひだか優駿号）
  - ⑩浦河・札幌線（高速ペガサス号）

(5) 運賃改定額（主要区間のみ記載）概ね10%の改定

(A) 片道運賃

①室蘭・札幌線（高速白鳥号）

主要区間	現行	改定
室蘭フェリーターミナル～札幌駅前	2,100	2,300
室蘭フェリーターミナル～大谷地バスターミナル	1,990	2,190

②室蘭・札幌線（高速室蘭サッカー号）

主要区間	現行	改定
室蘭大谷高校～札幌駅前	2,100	2,300

③室蘭・新千歳空港線（高速はやぶさ号）

主要区間	現行	改定
室蘭観光協会前～新千歳空港	1,600	1,760

④伊達・札幌線（高速伊達ライナー号）

主要区間	現行	改定
伊達駅前～札幌駅前	2,620	2,880
伊達駅前～大谷地バスターミナル	2,520	2,770

⑤登別温泉・札幌線（高速おんせん号）

主要区間	現行	改定
登別温泉～札幌駅前	1,990	2,200
登別温泉～大谷地バスターミナル	1,880	2,070

⑥登別温泉・新千歳空港線（高速エアポート号）

主要区間	現行	改定
登別温泉～新千歳空港	1,400	1,540

⑦登別温泉・洞爺湖温泉線（高速いぶり号）

主要区間	現行	改定
登別温泉～洞爺湖温泉	1,730	1,900

⑧苫小牧・札幌線（高速ハスカップ号）

主要区間	現行	改定
苫小牧～札幌駅前	1,330	1,450
苫小牧～大谷地バスターミナル	1,220	1,340

⑨浦河・新千歳空港線（特急ひだか・優駿号）

主要区間	現行	改定
浦河ターミナル～新千歳空港	2,670	2,940
静内駅前～新千歳空港	2,090	2,300

⑩浦河・札幌線（高速ペガサス号）

主要区間	現行	改定
浦河ターミナル～札幌駅前	2,980	3,280
静内駅前～札幌駅前	2,450	2,700

(B) 往復運賃

①室蘭・札幌線（高速白鳥号）

主要区間	現行	改定
室蘭フェリーターミナル～札幌駅前	3,940	4,310
室蘭フェリーターミナル～大谷地バスターミナル	3,780	4,160

③室蘭・新千歳空港線（高速はやぶさ号）

主要区間	現行	改定
室蘭観光協会前～新千歳空港	2,830	3,300

④伊達・札幌線（高速伊達ライナー号）

主要区間	現行	改定
伊達駅前～札幌駅前	4,930	5,420
伊達駅前～大谷地バスターミナル	4,720	5,190

⑤登別温泉・札幌線（高速おんせん号）

主要区間	現行	改定
登別温泉～札幌駅前	3,730	4,100
登別温泉～大谷地バスターミナル	3,560	3,920

⑧苫小牧・札幌線（高速ハスカップ号）

主要区間	現行	改定
苫小牧～札幌駅前	2,510	2,740
苫小牧～大谷地バスターミナル	2,300	2,530

(C) 区間指定回数券

①室蘭・札幌線（高速白鳥号）

主要区間	現行	改定
室蘭フェリーターミナル～札幌駅前	7,340	8,000
室蘭フェリーターミナル～大谷地バスターミナル	6,980	7,700

⑤登別温泉・札幌線（高速おんせん号）

主要区間	現行	改定
登別温泉～札幌駅前	6,980	7,680
登別温泉～大谷地バスターミナル	6,590	7,250

⑧苫小牧・札幌線（高速ハスカップ号）

主要区間	現行	改定
苫小牧～札幌駅前	4,660	5,100
苫小牧～大谷地バスターミナル	4,270	4,700

※令和2年3月31日までにご購入いただいた、往復券・区間指定回数券は、令和2年4月1日以降もそのまま差額の支払いなしでご利用いただけます。

5. その他

前回の運賃改正

令和元年10月1日（消費税転嫁8%→10%）

前々回の運賃改正

平成26年4月1日（消費税転嫁5%→8%）